

令和 2 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 3 年 1 月 27 日

担当部・課：産業部産業推進課〔内線 3545〕

① 件名		
石巻市創業支援補助金の見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】</p> <p>本補助金は、産業競争力強化法に基づく本市の創業支援等事業計画が国の認定を受けたことに伴い、創業等に要する経費の一部を補助し、開業率の向上による市の産業の活性化及び雇用の確保を目的に平成 26 年度に創設したものであり、令和元年度までに 52 者に交付し、新規創業を促進してきた。</p> <p>【目的】</p> <p>補助金創設から 6 年、また、本年 3 月で震災後 10 年が経過することから、過去の執行状況を踏まえた上で、交付対象者等の見直しを図るもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年石巻市規則第 47 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画・震災復興基本計画の位置付け：有・無〕</p> <p>又は〔個別計画との整合性〕</p> <p>石巻市震災復興基本計画</p> <p> 施策大綱 4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる</p> <p> 第 2 節 企業誘致と新産業の創出</p> <p> (1) 産業の活性化と新産業の育成</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
<p>平成 26 年 10 月 石巻市創業支援補助金交付要綱の制定（補助率 3 / 4、上限 200 万円）</p> <p>平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月</p> <p> 地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）による特例期間（補助率 10 / 10、上限 300 万円）</p>		
⑤ 主な内容		
【見直しの内容】		
	改正案	現行
交付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・これから創業する者 ・既に創業した者については創業（<u>第二創業の場合は事業承継</u>）から 1 年以内の者に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・これから創業する者 ・平成 23 年 3 月 11 日以降に創業（<u>第二創業の場合は事業承継</u>）した者
補助率	4 分の 3 以内（※変更無し）	4 分の 3 以内
交付限度額	1 事業者当たり <u>100 万円</u>	1 事業者当たり <u>200 万円</u>
補助対象経費	<p>交付決定日から 1 年以内に生じた次の費用</p> <p> 人件費、事業費（店舗家賃、設備購入費用、広報費用等）、委託料</p> <p>※ 1 年間の経費が対象となるため、次年度においても申請可能（※変更無し）</p>	<p>交付決定日から 1 年以内に生じた次の費用</p> <p> 人件費、事業費（店舗家賃、設備購入費用、広報費用等）、委託料</p> <p>※ 1 年間の経費が対象となるため、次年度においても申請可能</p>

交付決定	<ul style="list-style-type: none"> 市から審査委託を受けた石巻産業創造株式会社（以下「ISS」）が、創業支援事業者連携会議の場を活用して申請者本人の事業計画等（プレゼンテーションを含む。）を採点する。 ISSは採点結果を市に報告、市は採点結果を参考にして、交付の有無を決定する。 <u>交付（上限額 100万円）</u> <u>不交付</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市から審査委託を受けた石巻産業創造株式会社（以下「ISS」）が、創業支援事業者連携会議の場を活用して申請者本人の事業計画等（プレゼンテーションを含む。）を採点する。 ISSは採点結果を市に報告、市は採点結果を参考にして、次の区分により交付の有無等を決定する。 <u>交付（上限額 200万円）</u> <u>〃（同 150万円）</u> <u>〃（同 100万円）</u> <u>不交付</u>
------	--	--

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

交付限度額が減少するものの、特例期間終了後の平成28年度以降の1件当たりの交付限度額は100万円前後で推移していることから、影響は少ないと考えられる。

【市財政への負担】（令和3年度当初予算）

10,000千円（一般財源 ※がんばる石巻応援基金を一部充当）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

自治体名	交付対象者	補助率	交付限度額
仙台市	制度なし		
気仙沼市	・6か月以内に創業する者 ・創業後1年以内の者	1/2以内	200万円
東松島市	・6か月以内に創業する者 ・創業後1年以内の者	創業：2/3以内 第二創業：1/3以内	250万円
大崎市	・前年度の4月1日以降補助事業期間完了日（翌年の1月末）までに創業した者	1/2以内	100万円

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年1～3月 創業支援関係事業者等へ周知
市ホームページの更新
4月 石巻市創業支援補助金交付要綱の一部改正
（施行予定年月日：令和3年4月1日）

⑨ その他

交付実績

年度	交付決定件数 (件)a			補助金額 (円)b			1件当たり 補助金額(b/a)
	継続	新規		継続	新規		
26	1		1	59,745		59,745	59,745
27	7	1	6	12,882,051	2,940,255	9,941,796	1,840,293
28	19	3	16	21,558,080	5,608,050	15,950,030	1,134,636
29	16	4	12	8,947,331	2,517,782	6,429,549	559,208
30	21	10	11	13,988,269	6,665,450	7,322,819	666,108
元	11	5	6	8,246,674	3,332,977	4,913,697	749,698
計	75	23	52	65,682,150	21,064,514	44,617,636	875,762

※補助金交付が完了した創業者へヒアリング調査を行った結果、令和元年度末時点の被雇用者数は計221人（52事業者中42事業者からの回答による。）